

岩手県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程等の一部を改正する告示

(政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正)

第1条 政治資金規正法の規定による収支報告閲覧対象文書及び少額領収書等の写しの閲覧及び写しの交付に関する規程(昭和51年岩手県選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|-----|--|-----|
| 別表(第8条関係) | | 別表(第8条関係) | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| [略] | | [略] | |
| 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 | [略] | 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 | [略] |
| 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 | [略] | 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付 | [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | |

(岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部改正)

第2条 岩手県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示に関する規程(平成11年岩手県選挙管理委員会告示第42号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--|-----|--|-----|
| 別表第1(第6条関係) | | 別表第1(第6条関係) | |
| 区 分 | 金 額 | 区 分 | 金 額 |
| 1 乾式の複写機により用紙に複写したものの交付(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] | 1 乾式の複写機により用紙に複写したものの交付(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] |
| 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及 | [略] | 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及 | [略] |

| | |
|---|-----|
| びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。) | |
| 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。) | [略] |
| [略] | |

[略]

別表第2(第6条関係)

| 開示の実施の方法 | 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------|---|-----|
| 複製物の交付 | 1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] |
| | [略] | |

| | |
|---|-----|
| びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。) | |
| 3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。)に複写したものの交付(収支報告書等に限る。) | [略] |
| [略] | |

[略]

別表第2(第6条関係)

| 開示の実施の方法 | 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------|---|-----|
| 複製物の交付 | 1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] |
| | [略] | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第3条 岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成13年岩手県選挙管理委員会告示第69号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|----------------|--|-----|-----|----------------|--|-----|-----|
| 別表第1(第11条関係) | | | | 別表第1(第11条関係) | | | |
| 区 分 | | 単 位 | 金 額 | 区 分 | | 単 位 | 金 額 |
| 1 乾式の複写機による写し(| | [略] | | 1 乾式の複写機による写し(| | [略] | |

日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)

[略]

日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。)

[略]

別表第2 (第11条関係)

| 開示の実施の方法 | 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------|---|-----|
| 複製物の交付 | 1 光ディスク（ <u>日本工業規格X0606</u> 及び <u>X6281</u> に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | [略] |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本工業規格A列3番</u> の大きさまでのものに限る。） | [略] |
| | [略] | [略] |

別表第2 (第11条関係)

| 開示の実施の方法 | 区 分 | 金 額 |
|---------------------------------|---|-----|
| 複製物の交付 | 1 光ディスク（ <u>日本産業規格X0606</u> 及び <u>X6281</u> に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | [略] |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本産業規格A列3番</u> の大きさまでのものに限る。） | [略] |
| | [略] | [略] |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。